

奈良県告示第三百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月十四日

奈良県知事 荒 井 正 吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路 線 名 古瀬小殿線
- 三 道路の区域

2 1 5			路線 番号	区 間
で 三七八番一地先ま 御所市大字朝町一 三九番一地先から 御所市大字朝町七				
後		前	区域変更 の前後別	
B	A	A		
五六・二 ゝ 八・七	八・七 ゝ 三・一	八・七 ゝ 三・一	敷地の幅員 メートル	
五六四・九	六六四・七	六六四・七	延 長 メートル	
			備 考	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成三十年十二月二十二日